

令和7年度

山陽小野田市 弁護士 法律相談(無料)

- 実施日 原則、毎月第2木曜日
- 相談時間 13時30分～15時30分（1組20分以内）
- 相談場所 山陽小野田市役所生活安全課
- 定員 12名
- 対象者 山陽小野田市民、年度内に相談を受けていない方
担当弁護士の受持事案等と同一の場合は相談不可
- 申込方法 電話又は窓口にて事前申込が必要

〔令和7年度日程表〕

実施日	申込開始日
4月10日(木)	4月 3日(木)
5月 8日(木)	5月 1日(木)
6月12日(木)	6月 5日(木)
7月10日(木)	7月 3日(木)
8月14日(木)	8月 7日(木)
9月11日(木)	9月 4日(木)
10月 9日(木)	10月 2日(木)
11月13日(木)	11月 6日(木)
12月11日(木)	12月 4日(木)
1月 8日(木)	12月26日(金)
2月12日(木)	2月 5日(木)
3月12日(木)	3月 5日(木)